#### [省令第8条の4の6(1,000トン以上排出事業者用)]

様式第2号の9(第8条の4の6関係)

(第1面)

# 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6 年 6 月 26 日

(宛先) 長野市長 荻原 健司 様

提出者

住 所 長野市大橋南二丁目15番地 氏 名 株式会社アスペック 代表取締役社長 楠 茂夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-283-2051

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和5 年度の産業廃棄物処理計画 の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称 株式会社アスペック

事 業 場 の 所 在 地長野市大橋南二丁目15番地

事 類建設業 業の種

#### 産業廃棄物処理計画における目標値

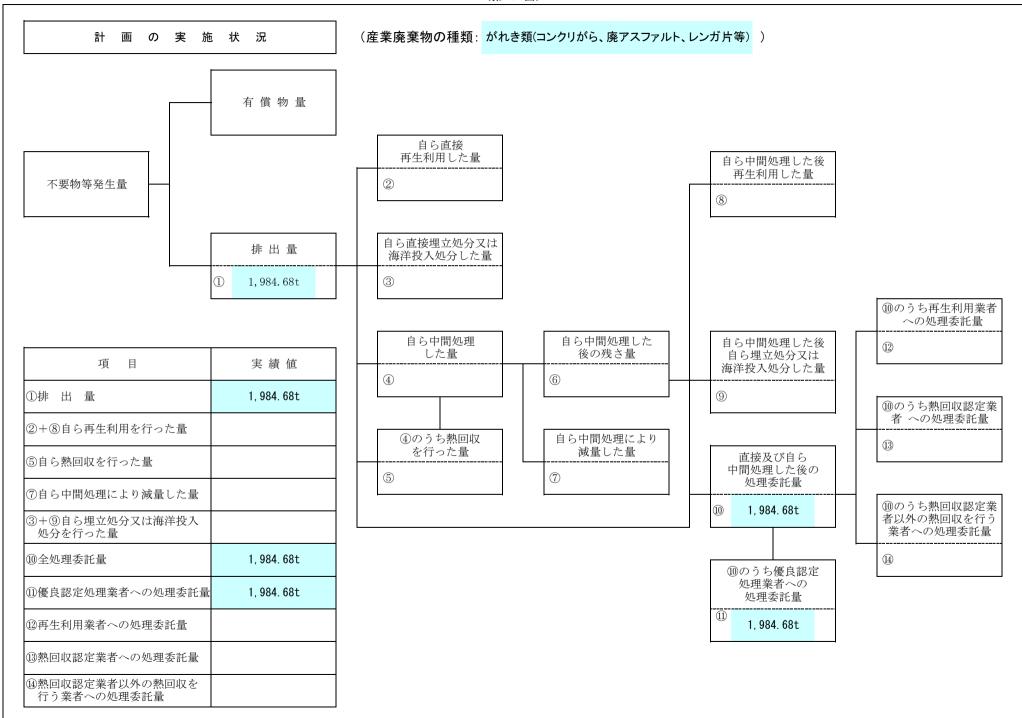
	項目	目 標 値	項目	目 標 値
排	出量	5, 200. 00t	全処理委託量	5, 200. 00t
	ら再生利用を行う 業 廃 棄 物 の 量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	5, 200. 00t
	ら熱回収を行う 業廃棄物の量		再生利用業者への処理 委託 量	
自に産	ら 中間 処理より減量する業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理 委託 量	
海	ら埋立処分又は 洋投入処分を行う 業 廃 棄 物 の 量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	

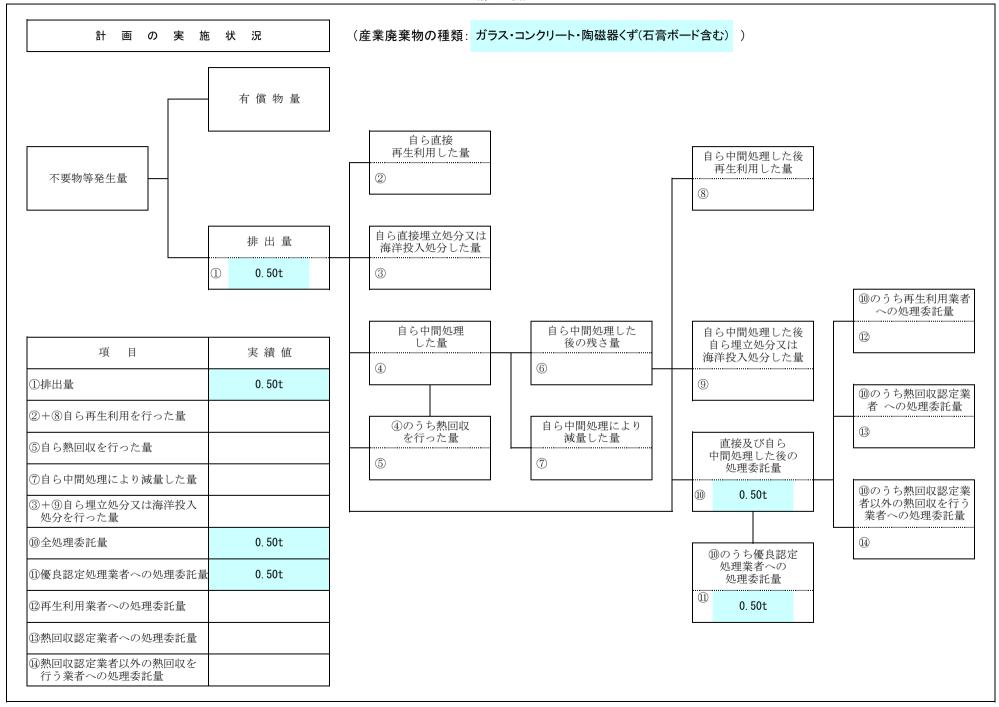
#### ※事務処理欄

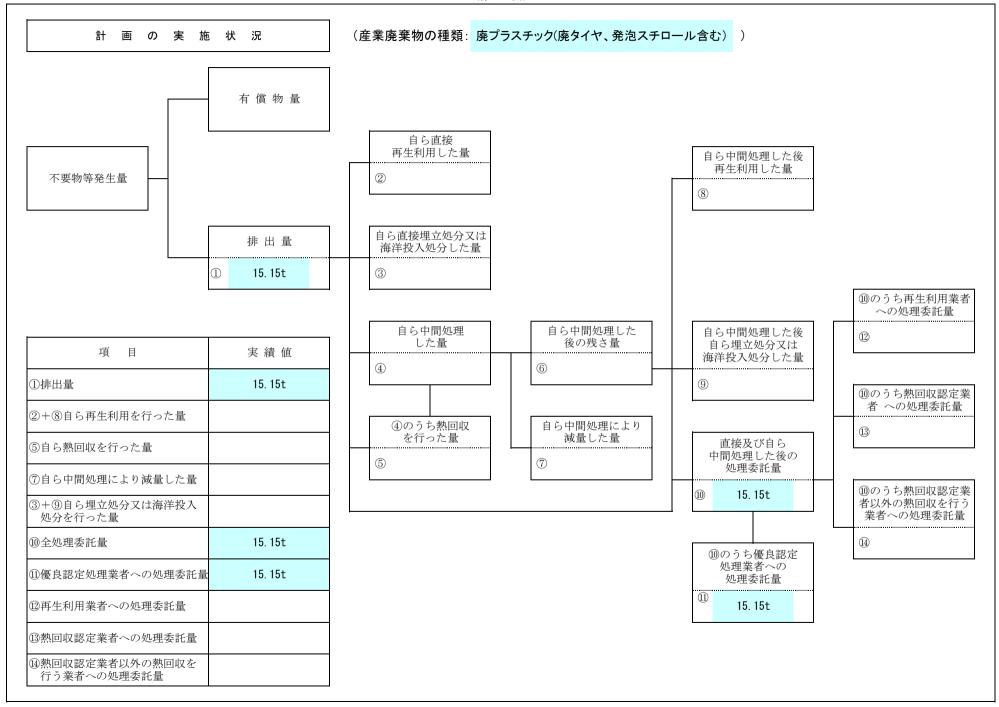
## 産業廃棄物処理計画実施状況(産業廃棄物の実績の量)

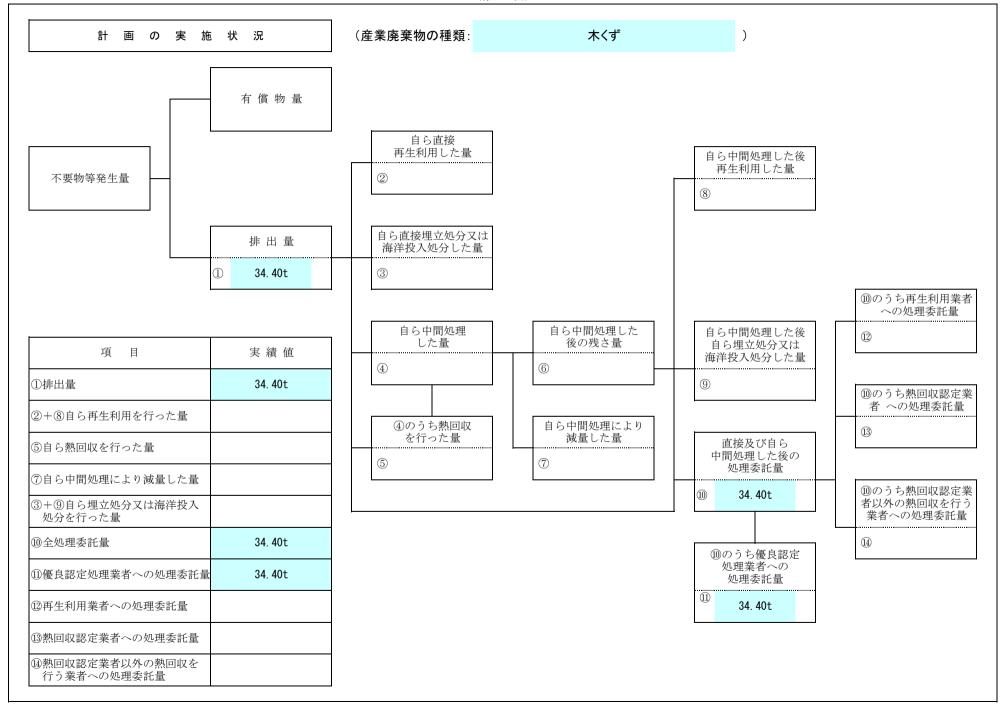
		目標値	産業廃棄物の種類(実績値)											
			(コンクリが	ガラス・コ ンクリート・ 陶磁器くず	廃プラス チック(廃タ イヤ、発泡	金属くず	木くず	紙くず	繊維くず	建設混合 廃棄物(安定型、管	廃油			合 計
排 出 量	1	5, 200. 00t	1, 984. 68t	0. 50t	15. 15t		34. 40t	5. 19t		0. 18t	0. 36t			2, 040. 46t
自ら直接再生利用した量	2													
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	3													
自ら中間処理した量	4													
④のうち熱回収を行った 量	(5)													
自ら中間処理したのちの 残さ量	6													
自ら中間処理により 減量した量	7													
自ら中間処理したのち 再生利用した量	8													
②+⑧自ら再生利用 を行った量														
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	9													
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量														
直接及び自ら中間処理 したのちの処理委託量	10	5, 200. 00t	1, 984. 68t	0.50t	15. 15t		34. 40t	5. 19t		0. 18t	0. 36t			2, 040. 46t
⑩のうち優良認定処理業 者への処理委託量	11)	5, 200. 00t	1, 984. 68t	0.50t	15. 15t		34. 40t	5. 19t		0. 18t	0. 36t			2, 040. 46t
⑩のうち再生利用業者 への処理委託量	12)													
⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量	13)													
⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	14)													

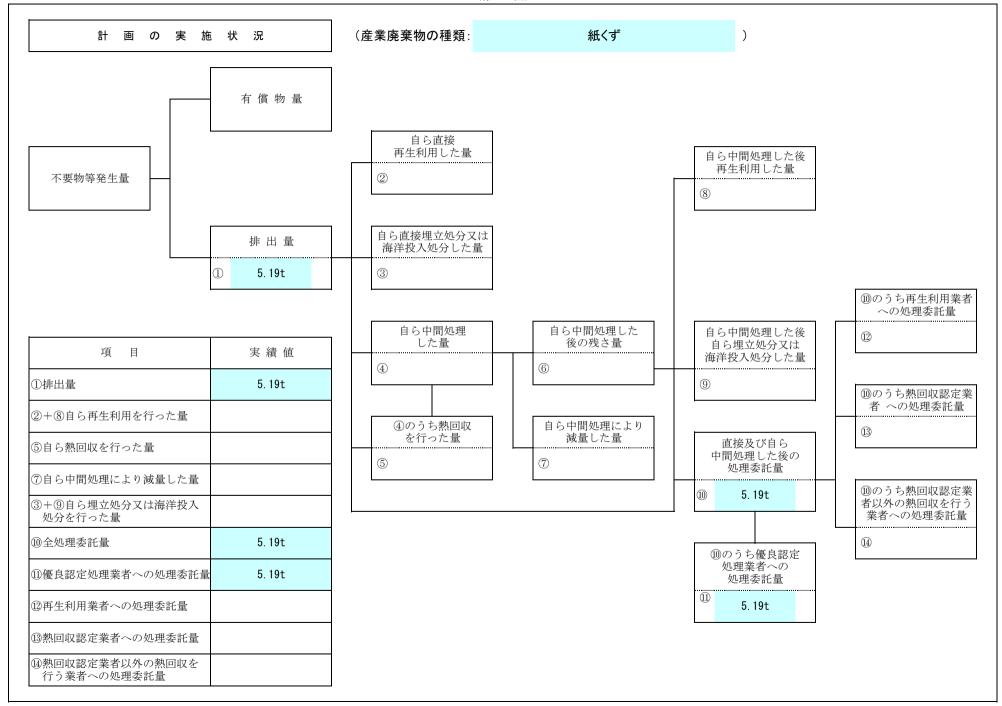
<sup>※</sup> 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

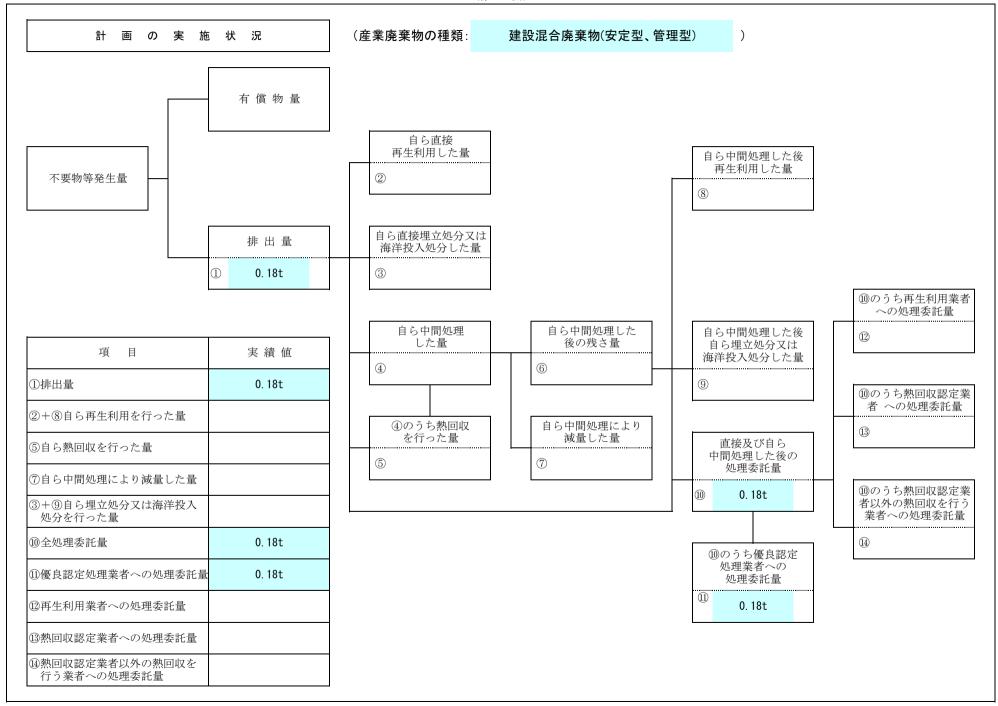


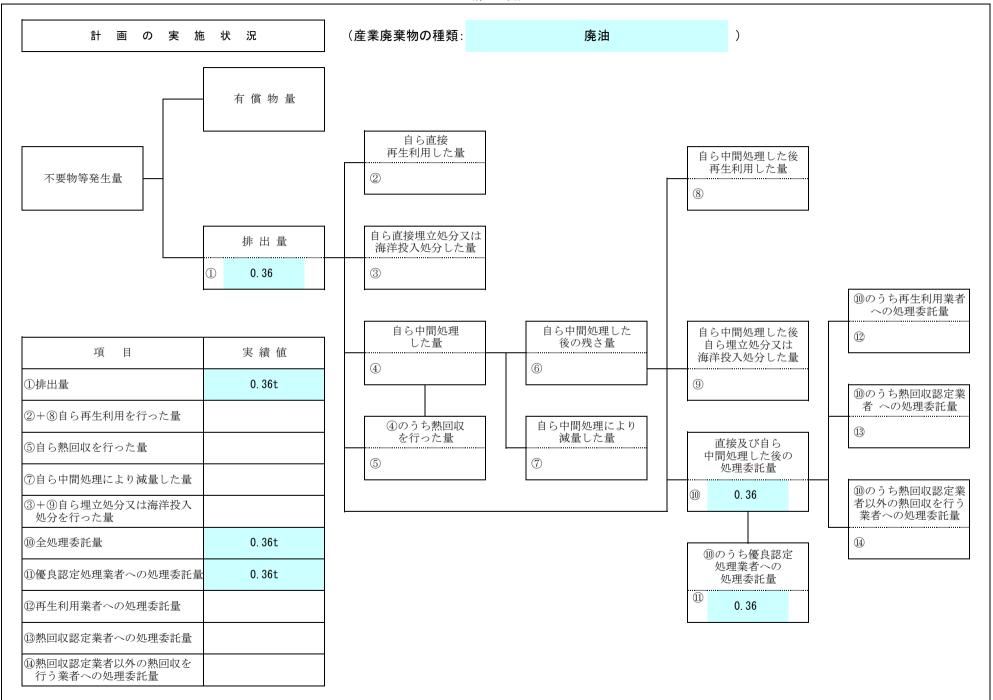












### 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第 2 面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者) への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を 記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業 廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。